

舞鶴医療センター 虐待防止委員会規程

(設置)

第1条 舞鶴医療センター（以下「当院」という。）に虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、虐待（「疑いを含む」以下同じ。）への迅速な対応及び組織的な対処を行うことを目的とする。

- 2 虐待を受けた児童（受診した日の満年齢18歳未満）や高齢者並びに障害者等（以下「被虐待患者」という。）が死亡した場合に、当該被虐待患者からの臓器提供を防止する。
- 3 第1項に含まれない当院で発生した虐待への迅速な対応及び組織的な対処を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

副院長、統括診療部長、母子保健・小児医療センター部長、内科系診療部長、精神科医長、看護部長、医療安全係長、母子センター看護師長、8号病棟看護師長、A-1号病棟看護師長、外来看護師長、経営企画室長、庶務班長、専門職、入院係長、地域医療連携係長、医療社会事業専門職、医療社会事業専門員

(委員長等)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は合議によって決定された者をもってあて、副委員長は前条の中から委員長が指名する者をもってあてる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときは、その職務を代行する。

(審議事項)

第5条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- 1) 虐待を受けたと思われる被虐待患者の早期発見、早期対応に関すること。
- 2) 虐待を防止するための必要な措置および虐待に対処するための措置
- 3) 虐待発生時の院外関係機関（児童相談所、虐待防止センター、警察等）との連絡及び連携に関すること
- 4) 虐待に関する相談に関する体制の整備
- 5) 被虐待者からの臓器提供を防止するための措置
- 6) 病院職員や関係者に対して、虐待に関する研修の実施および啓蒙活動
- 7) 当センターの虐待防止・対策マニュアルに関する事項
- 8) その他虐待に関すること。

(委員会の開催)

第6条 委員会は原則として3ヶ月に1回開催する。

- 2 ただし、特に必要があると認められた際には、委員長がこれを開催することができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、関係職員を出席させ、意見を聴くことができる。

5 審議結果については、当該職場の長及び院長に対して直ちに報告する。

(倫理委員会との関連)

第7条 委員会の審議事項に関して倫理上の問題を生ずる恐れのある場合は、倫理委員会委員長と協議するものとする。

2 この規程第7条の改定は、倫理委員会の承認に基づくものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者(有識者からなる第三者委員)の出席を求め、説明や意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会に記録を備え、委員会に関する事務は企画課(医事部門)において行う。

(個人情報)

第10条 委員会は、個人情報の取扱いについては、「国立病院機構舞鶴医療センターの保有する個人情報の保護に関する規程」を遵守しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

(附則)

1. この規程は、平成28年5月25日から施行する。

2. なお、舞鶴医療センター児童虐待防止委員会規程(平成24年4月1日施行)は廃止する。

